

令和6年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	環境部 産業廃棄物指導課
要 望 事 項	産業廃棄物処理業許可申請に添付する講習会修了証の有効期間を5年とすることについて
要 望 理 由	<p>産業廃棄物処理業の許可を行うに際し、都道府県知事等は、許可申請書が廃棄物処理法施行規則に定める「申請者の能力に係る基準」に適合しているか否かを審査することになっています。</p> <p>この「申請者の能力に係る基準」は、産業廃棄物処理業を「的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とされており、その判断基準として、埼玉県では申請者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「許可申請に関する講習会」を受講し、その修了証を許可申請書に添付することを申請者に求めています。</p> <p>この修了証の有効期間は、各都道府県市が裁量によって定めており、本県（廃棄物処理法を所管する4市を含む。）の場合、更新許可申請を行う場合の修了証（更新講習修了証）の有効期間は2年間と定めています。</p> <p>一方、新規許可申請を行う場合の修了証（新規講習修了証）の有効期間は5年間と定めています。</p> <p>これらの有効期間に違いを設けていることに関して、非常に不合理であることから、有効期限の違いをなくすよう昨年度に県に要望したところ、回答は、以下のとおりでした。</p> <p>① 全国の都道府県・政令市においては、8割以上の自治体が更新課程の講習会修了証の有効期限を2年間と定めています。</p> <p>② 県内許可業者の中には、依然として、法令や制度改正の理解不足が不原因で、立ち入り検査時に違反行為を指導されるものがあるほか、重大な違反行為により事業停止の行政処分に至った事例も発生しており、一定頻度の講習受講は必要と考えています。</p> <p>しかし、これらの回答内容に対して、当協会としては以下のような見解を持っています。</p> <p>① 全国8割以上の自治体との横並びでなく、埼玉県として事実に基づき時代</p>

に即した行政運営をお願いしたい。

なお、近畿圏や中京圏の府県市は、更新講習修了証の有効期間を5年間としているが、この対応により法令違反数が他の8割の自治体より多く発生している事実はありません。

- ② 「県内許可業者には依然として違反行為を指導される者や行政処分される者がいるので、一定頻度の講習受講は必要」との回答があったが、当協会も講習の重要性は十分認識しており、県との共催による適正処理講習会など、機会を捉えて各種講習事業を実施しており、事業者の資質も向上してきております。

このような実態の中、埼玉県ではいつまでも頑なに更新許可修了証の有効期間を2年としているが、適切な有効期間について再度御検討をお願いしたい。

協会としては、更新許可講習会修了証の有効期間を新規許可講習会修了証と同様に有効期間を5年間に変更して頂くよう要望します。

【参考】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる全国129の都道府県等に対する修了証（更新許可申請書に添付する講習会修了証に限る）の有効期間に係る調査結果は以下のとおりです。

- ① 2年 回答数 105（81.4%） ←埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市
② 5年 回答数 24（18.6%）※

※【中京圏】愛知県、名古屋市など6自治体

【近畿圏】大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市など18自治体